

第 3 回人口動態調査事務システム標準化検討会資料

2023年7月13日

背景と目的

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとされたことを受け、**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）**が定められたところ**、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において「市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年（2022年）夏までに行う。」とされ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）により、**戸籍に関する事務が標準化対象事務**とされた。

また、人口動態調査令（昭和21年9月30日勅令第447号）に基づき実施している人口動態調査における、市区町村で調査票を作成するためのシステムである人口動態調査事務システムについても、実態として多くの市区町村において、戸籍情報システムとパッケージシステムとして開発され、導入されてきている。このため、戸籍情報システムとパッケージシステムとして運用することが可能となるよう、**令和5年3月29日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）の一部改正により、人口動態調査事務についても標準化対象事務**とされた。

上記の背景を踏まえ、人口動態調査事務に係るシステムや業務プロセスの標準化に関する議論を進め、**標準化法のもとに示された政府方針等との整合性を踏まえ、同法に基づく標準仕様書を作成することを目的**とする。

標準仕様書作成スケジュール

第3回検討会での指摘事項を標準仕様書（案）に反映した後に、7月19日～8月8日の3週間で全国意見照会を予定しています。

その後、全国意見照会の結果を標準仕様書（案）に反映し、第4回検討会を8月23日に開催の予定です

作業者	5月	6月	7月	8月
検討会	第1回 (5/10) ▼	第2回 (6/23) ▼	第3回 (7/13) ▼	第4回 (仮8/23) ▼
全国意見照会			全国意見照会 7/19～8/8	
標準仕様書作成事業者	標準仕様書 (素案作成)		意見 反映	意見 反映
開発事業者 (5ベンダー)	アンケート 回答		指摘 事項	
自治体 (福島県いわき市、千葉県白子町、東京都新宿区、東京都大田区、東京都江戸川区、三重県津市、大阪府大阪市、佐賀県伊万里市、沖縄県今帰仁村)	アンケート 回答		指摘 事項	

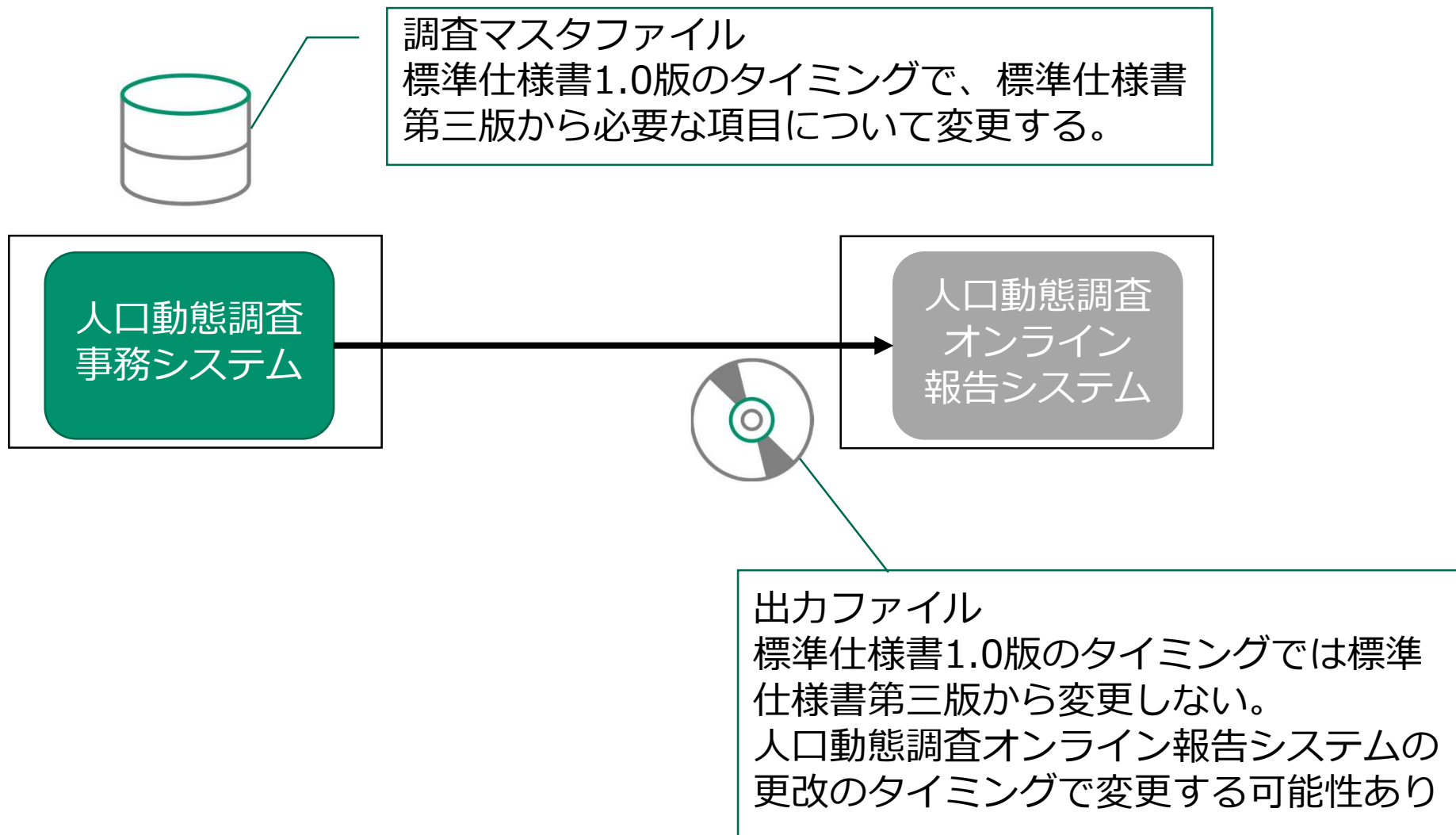
標準仕様書（素案）作成の方針- 1

- ① 標準仕様書（素案）の記載内容は、標準化の標準仕様書及び、厚生労働省の国民年金や生活保護など他の標準化業務の記載項目に準拠し、以下の構成としています。

記載項目	記載内容	インプット情報	
		既存資料	アンケート
第1章 本仕様書について	標準仕様書の前提について記載する。		
第2章 業務フロー	業務フローの記載方針について記載する。		
第3章 機能・帳票要件	機能要件、帳票要件の記載方針について記載する。		
第4章 データ要件・連携要件	データ要件、連携要件の記載方針について記載する。		
第5章 非機能要件	非機能要件について記載する。		
第6章 用語	用語集について記載する。		
(別紙1) 業務フロー	業務フローの詳細について記載する。	人口動態調査必携	自治体アンケート
(別紙2-1) 機能・帳票要件	機能要件、帳票要件について記載する。	人口動態調査事務システム標準仕様書 第三版	開発事業者アンケート
(別紙2-2) 管理項目	管理項目の一覧について記載する。		
(別紙3) 帳票詳細要件	帳票詳細要件について記載する。		
(別紙4) 帳票レイアウト	帳票レイアウトについて記載する。		
(別添) 標準仕様書第三版	標準仕様書1.0版が公表された以降は、人口動態調査事務システム標準仕様書第三版の改版は行わないものとする。		

標準仕様書（素案）作成の方針- 2

- ② データ管理項目について、調査マスタファイルについては、必要に応じて標準仕様書第三版から変更しますが、人口動態調査オンライン報告システムへの出力ファイルについては、標準仕様書第三版から変更しません。



標準仕様書（素案）作成の方針-3

第2回人口動態調査事務システム標準化検討会以降に標準仕様書を追加・修正した場合には、人口動態調査事務システム標準仕様書修正履歴に追加・修正内容を記載しています。

人口動態調査事務システム標準仕様書修正履歴（参考資料、一部抜粋）

人口動態調査事務システム標準仕様書修正履歴

NO.	区分	修正箇所	修正内容	修正日	修正者
1	別紙2-1	「出生票単体チェック機能-出生日時」要件の考え方・理由、備考	・コードテーブルの記述削除 ・メッセージコード「M90019」→「M90029」に修正	2023/6/29	FBSS
2	別紙2-1	・「出生票単体チェック機能-他の子の事件簿番号・種別」機能要件 ・「死産票単体チェック機能-他の子の事件簿番号・種別」機能要件	「2 死亡票」→「2 死産票」に修正	2023/6/29	FBSS
3	別紙2-1	「出生票単体チェック機能-出生場所種別」要件の考え方・理由	チェックコード「K30261」→「K30281」に修正	2023/6/29	FBSS
4	別紙2-1	「出生票単体チェック機能-単胎・多胎の別」機能要件	「3 不詳」削除	2023/6/29	FBSS
5	別紙2-1	「死産票関連チェック機能-この母の出産した子の数」備考	メッセージ内容「この出生児も含めて」→「この死産	2023/6/29	FBSS
6	別紙2-1	「婚姻票関連チェック機能-婚姻解消時の夫婦の年齢（2022年4月1日以降）」要件の考え方・理由、備考	・チェックコード「L30134」→「L30144」に修正 ・メッセージコード「M00269」→「M00094」に修正	2023/6/29	FBSS

標準仕様書第三版からの移行方針

標準仕様書第三版からの移行方針は、以下のとおりです。

標準仕様書 第三版		標準仕様書	
項番	記載項目	記載資料	備考
1-1	標準仕様書の適用	－	
1-2	システムのご概念	－	
2-1	凡例	－	
2-2	戸籍情報システムとのインタフェース	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-3	ファイル仕様	(別紙 2 - 2) 管理項目	データ要件、連携要件に記載
2-4	出力ファイル仕様	(別紙 2 - 2) 管理項目	データ要件、連携要件に記載
2-5	業務概要	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-6-1	会話体系	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-6-2	画面仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	画面レイアウトは記載しない
2-6-3	帳票仕様	(別紙 4) 帳票レイアウト	
2-6-4	出力情報利用要領	(別紙 3) 帳票詳細要件	
3-1	制御機能一覧	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-2	処理体系	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-3	プログラム仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-4	チェック仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-5	調査票出力仕様	－	
4-1	コードテーブル	－	データ要件に記載
4-2	画面メッセージ	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	

標準仕様書第三版からの移行方針（例）

1. 標準仕様書第三版の内容を、可能限り標準仕様書（素案）に引き継ぎます。
 - ① （別紙2-1）機能・帳票要件においては、標準仕様書第三版との繋がりが分かるように、標準仕様書第三版の掲載箇所を要件の考え方・理由に記載しています。
 - ② 地方公共団体情報システム標準化基本方針の標準仕様書にあわせて、メッセージの内容を定義しない方針です。
ただし、標準仕様書第三版に既に定義されているメッセージについては、備考欄に参考として記述します。

（別紙2-1）機能・帳票要件の例

大項目	中項目	小項目	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考
2 調査票	2.1 調査票作成機能	2.1.9.2 出生票単体チェック機能	出生日時	2.1.9.2.4	「出生日時」の年号の入力値が以下の範囲であることを確認できること。 ・1 昭和 ・2 平成 ・3 令和 ※1 選択可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 ※2 出生年月日が大正以前である場合、メッセージを表示すること。	実装必須機能	標準仕様書第三版 「3-4チェック仕様」K30091 「4-1コードテーブル」D20039 「4-2画面メッセージ」M90019、M00011	「(参考)この数字は選択することができません。コード表で確認して正しい数字を入力してください。(M90019)」 「(参考)出生年月日が大正以前です。修正するか、誤りでなければ備考欄に項目番号を記載してください。(M00011)」

「出生日時」の年号の入力値について以下の範囲であることを確認できること。 ・1 昭和 ・2 平成 ・3 令和 ※1 選択可能な数字でない場合、メッセージを表示すること。 ※2 出生年月日が大正以前である場合、メッセージを表示すること。	実装必須機能	標準仕様書第三版 「3-4チェック仕様」K30091 「4-1コードテーブル」D20039 「4-2画面メッセージ」M90019、M00011 ①	「(参考)この数字は選択することができません。コード表で確認して正しい数字を入力してください。(M90019)」 「(参考)出生年月日が大正以前です。修正するか、誤りでなければ備考欄に項目番号を記載してください。(M00011)」 ②
--	--------	---	---

標準仕様書（案）の検討内容

1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月16日改定）に従い、標準仕様書（案）に追加・修正が必要な内容を反映する。
2. 第2回検討会及び、第2回検討会以降に指摘事項管理表等による照会において、標準仕様書（案）に追加・修正が必要な内容を反映する。

1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－1

No.	調整方針	標準仕様書案
1	<p>2. 標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること</p> <p>標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFit&Gap分析を効率的に行うために、エクセル形式にしてほしい等の要望が多いため、(1)標準仕様書機能要件の改定ルールについて及び(2)令和5年3月末までに公開した標準仕様書機能要件の取扱いについてを遵守することとし、別添1「標準仕様書機能要件様式例」を用いること。</p>	<p>別添1「標準仕様書機能要件様式例」に従い、(別紙2-1)機能・帳票要件を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none">機能IDは、業務ID+連番4桁とする。 (人口動態調査事務の業務ID：038)実装類型は、自治体規模毎とする。 (都道府県、指定都市、中核市、一般市区町村)適合基準日を明示する。

App) 別紙2-1機能要件・帳票要件

人口動態調査事務システム

機能・帳票要件【第1.0版】

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類別)	機能ID	機能要件	(自治体規模ごとの実装類型) ◎…実装必須機能、○…標準オプション機能、×…実装不可機能				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
							都道府県	指定都市	中核市	一般市区町村			
00 共通	0.1 他システム連携	0.1.1 戸籍情報システムとの連携	戸籍情報システムとの連携		0380001	<p>調査票(出生、死亡、婚姻、離婚票)作成時、届書の処分決定または決裁時に戸籍情報システムから届書情報を取得できること。</p> <p>※1 共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込みは問わず、人口動態調査事務システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時。 ※4 死産票はレコード上、一切戸籍情報システムとインタフェイスを持たない。 ※5 戸籍情報システムから引き渡されるレコードのフォーマットが変更になる場合は必要な措置を講じること。 ※6 国籍の名称と国籍コードのマスタを突合し、国籍のコードを設定すること。</p>			◎	◎	<p>戸籍情報システムとの連携要件を定めている。自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。</p> <p>・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。</p> <p>※4、※5は標準仕様書第三版「2-2 戸籍情報システムとのインタフェイス」より引用。</p>		令和8年4月1日
00 共通	0.1 他システム連携	0.1.2 火葬等許可事務システムとの連携	火葬等許可事務システムとの連携		0380002	<p>火葬等許可事務システムに、死産票情報を提供できること。</p> <p>※1 共通基盤等との連携を含む。 ※2 連携頻度は随時。</p>			○	○	<p>火葬等許可事務システムとの連携要件を定めている。自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。</p> <p>・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。</p>		令和8年4月1日
00 共通	0.1 他システム連携	0.1.3 文字要件	文字要件		0380003	<p>人口動態調査事務システムの文字要件については、「地方公共団体の基幹情報システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。</p> <p>※1 戸籍情報システムとのワンパッケージの場合は、戸籍情報システムで仕様する文字体系に準ずる。 ※2 戸籍情報システムとのワンパッケージ又は単独システムに関わらず、オンラインシステムへの連携時の文字体系はJIS第一水準、第二水準の範囲内とする。</p>			◎	◎	<p>各基幹業務システム標準仕様書の統一基準による。</p>		令和8年4月1日
00 共通	0.1 他システム連携	0.1.4 エラー処理	エラー処理		0380004	<p>連携用のデータの取込時にエラーが発生した場合、エラー内容を確認できること。また、エラー対応後、取込の再処理ができること。</p>			○	○			令和8年4月1日
00 共通	0.2 マスタ管理機能	0.1.5 コード管理	コード管理		0380005	<p>コードマスタを管理(登録、修正、削除、照会)できること。</p>			◎	◎	<p>・人口動態調査事務システム共通で管理するマスタについての記載であり、調査票、事件簿、送付票、受理証明書で管理するマスタについてはそれぞれの要件に記載している。</p> <p>・具体的なコード内容はデジタル庁がデータ要件(コード一覧)として定める。</p>		令和8年4月1日
00 共通	0.2 マスタ管理機能	0.1.6 コード管理	コード管理		0380006	<p>機能ID:1.2.1の実装必須機能に以下も加えること。</p> <p>CSV等による取込及びデータ入力により、一括でマスタのメンテナンスができること。</p>			○	○	<p>職員の利便性向上、正確性向上による。</p>		令和8年4月1日

1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－2

No.	調整方針	標準仕様書案
2	4. 庁内データ連携に関すること 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する連携機能の「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0380001（旧機能ID:1.1.1.） （実装必須機能） 調査票（出生、死亡、婚姻、離婚票）作成時、届書の処分決定または決裁時に戸籍情報システムから届書情報を受信できること。</p> <p>※1 共通基盤等との連携を含む。 ※2 データの参照、取り込みは問わず、人口動態調査事務システムで利用できること。 ※3 連携頻度は随時。 ※4 死産票はレコード上、一切戸籍情報システムとインタフェースを持たない。 ※5 戸籍情報システムから引き渡されるレコードのフォーマットが変更になる場合は必要な措置を講じること。 ※6 国籍の名称と国籍コードのマスタを突合し、国籍のコードを設定すること。</p> <p>機能ID：0380002（旧機能ID:1.1.2.） （実装必須機能） 火葬等許可事務システムに、死産票情報を提供できること。</p> <p>※1 共通基盤等との連携を含む。 ※2 連携頻度は随時。</p>

1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－3

No.	調整方針	標準仕様書案
3	<p>8. 操作権限設定・管理に関すること 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、最低限、次のとおり規定する。</p>	<p>本編 P26 表3-7、表3-8</p> <p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0380049（旧機能ID:1.7.1.） （実装必須機能） システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限（異動処理や表示・閲覧等の権限）、利用範囲及び期間が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。</p> <p>機能ID：0380050（旧機能ID:1.7.1.） （実装必須機能） アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。</p>

1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－4

No.	調整方針	標準仕様書案
3	<p>8. 操作権限設定・管理に関すること 操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、最低限、次のとおり規定する。</p>	<p>機能ID : 0380051（旧機能ID:1.7.1.） （実装必須機能） 他の職員が調査票の作成を行っている間は、同一調査票の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。</p> <p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID : 0380053 （標準オプション機能） 組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 操作権限一覧表で操作権限が設定できること。 シングルサインオンが使用できること。</p>

App) 本編 ((8) 操作権限管理)

(8) 操作権限管理について

操作権限管理は地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、デジタル庁が整理した要件を基本とする。加えて、人口動態調査事務システムに必要とされたものは固有の要件として追加する必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。

表 3-7 操作権限管理 (実装必須機能)

実装必須機能
システムの利用者及び管理者に対して、個人単位で ID 及び パスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限 (異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。
職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。
操作者 ID とパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。
アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。
アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。
アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。
また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。
他の職員が調査票の作成を行っている間は、同一調査票の情報について閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。
なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。
ID パスワードによる認証に加え、IC カードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。
複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。
<人口動態調査事務システム固有の要件> 特になし。

表 3-8 操作権限管理 (標準オプション機能)

標準オプション機能
組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。
操作権限一覧表で操作権限が設定できること。
シングル・サイン・オンが使用できること。
<人口動態調査事務システム固有の要件> 特になし。

1. 標準仕様書間の横並び調整方針（令和5年6月改定版）の対応－5

No.	調整方針	標準仕様書案
4	<p>9. EUCに関すること EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。）、標準仕様書においてEUCを規定している記載については、次のとおり改める。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0380037（旧機能ID:1.4.1.） （実装必須機能） EUC機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト（人口動態調査事務システム）」の規定に従うこと。（人口動態調査事務システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合については、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。） なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。</p>

2. 第2回検討会以降の照会事項と回答の報告- 1

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
1	論点7の民法改正について、再婚禁止期間の審査が無くなるのであれば、離別・死別の年月日を戸籍情報システムからの連携は不要と考えるが如何か。	<p>【回答】 これまで通り連携データとして整理する。</p> <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none">• 死別、離別の年月は、人口動態調査オンライン報告システムに受け渡す項目となっている。• 統計上、「人口動態調査結果」で利用しており必要なデータである。• 戸籍情報システムからの連携データを年月日に変更することについて、省庁間を跨ぐため、今回が良いタイミングである。また、将来、利用する可能性も踏まえ、年月日までを連携する。	変更なし。

2. 第2回検討会以降の照会事項と回答の報告- 2

No.	照会内容	回答及び方針	標準仕様書案
2	<p>論点8の死産届の受理証明書の内容について、事件本人は母、胎児のどちらと考えているか。</p> <p>論点8の死産届の受理証明書の様式については、事務局にて取りまとめるとのことでしたが、死産届出において、胎児の名前が必須でない場合にどのように扱うかを考えていただきたい。</p>	<p>【回答】 死産届の受理証明書の事件本人については、母の胎児とする。</p> <p>【方針】 認知された胎児の死産届については、戸籍法第65条に規定があるが、受付帳の事件本人の記述方法について、「新版 一目でわかる戸籍受附帳の実務（日本加除出版）」に、事件本人は母の胎児（乙野梅子の胎児）とする掲載がある。これに倣い、認知が無い場合においても、同様の取扱いとする。</p>	<p>(別紙3)帳票詳細要件 5.1.受理証明書(死産)</p>
3	<p>死産届の受理証明書の事件本人欄について、現行システムではベンダー間で仕様が異なっている。事件本人欄が「戸籍 花子」と「戸籍 花子の胎児」の2通りのうち、本市としては「戸籍 花子の胎児」という胎児を事件本人とする仕様が適切と考える。胎児認知届や火葬許可証でも胎児が事件本人であり、胎児認知届が出された後に死産した場合の死産届（戸籍法上の届出）の事件本人は胎児である。以上の理由により、他の手続との整合性からも胎児を事件本人とすべきと考える。</p>	<p>No.2と同様</p>	<p>No.2と同様</p>

App) 別紙3 帳票詳細要件 (受理証明書)

帳票詳細要件 (5. 受理証明書)

業務	5. 受理証明書	帳票名称			5. 1. 受理証明書(死産)
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	タイトル	●			"受理証明書"
2	届出年月日	●			和暦表記(年月日)
3	届出人の戸籍(国籍)	●			届出人の本籍(外国人の場合は国籍)を印字。
4	届出人の氏名	●			氏+全角スペース+名
5	事件本人の戸籍(国籍)	●			事件本人の本籍(外国人の場合は国籍)を印字。
6	事件本人の氏名	●			氏+全角スペース+名+"の胎児"(母の胎児)
7	届出事項の要旨	●			届出事項に関する重要点を印字。
8	届出受理年月日	●			和暦表記(年月日)
9	固定文言1	●			"上記届出は、"+届出受理年月日+"受理したことを証明する。"
10	証明書発行年月日	●			和暦表記(年月日)
11	市区町村名	●			市区町村名+"長"
12	市区町村長名	●			氏+全角スペース+名
13	公印	●			公印イメージ

2. 第2回検討会以降の照会事項と回答の報告-3

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
4	<p>論点6の調査票の枠とデータの印刷について、人口動態調査事務システム以外のワープロソフトで実現することは構わないか。</p> <p>弊社としては、標準オプション機能となることを希望する。</p>	<p>【回答】 第2回検討会で提示したとおり、実装必須機能として整理する。</p> <p>【方針】 自治体職員の作業負担を考慮し、実装必須機能として実装する。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0380275（旧機能ID：2.4.4） （実装必須機能） 調査票の紙媒体出力ができること。</p> <p>※1 一括出力（前回出力以降に作成された調査票を出力）と個票出力（指定した事件簿番号の調査票を出力）の両方が可能。</p> <p>※2 該当するレコードが存在する限り出力すること。</p> <p>※3 紙媒体での出力の場合、外字も印字されるため、外字出現情報一覧の出力は不要。</p> <p>※4 調査票の枠の印刷とデータの印字ができること、また、手書き用に、枠のみの印刷ができること。</p> <p>※5 備考欄の印字文字数が、60文字を超える場合は、61文字以降を備考欄別紙に印字すること。</p>

2. 第2回検討会以降の照会事項と回答の報告-4

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
5	<p>「調査票の枠の印刷とデータの印字ができること、また、手書き用に、枠のみの印刷ができること。」が実装必須機能となる件について、全国一律同じ用紙に印字するのであれば、帳票レイアウトをPDF化して厚労省様から各市町村宛に配布する（または各市区町村でダウンロードする）方が効率が良いと考えますので、ご検討いただくよう要望いたします。データの印字は、PDF化した帳票レイアウトをプリントアウトし、その用紙に印字することで足りると思っております。</p> <p><背景> 同資料「9. 国籍コードのマスタ管理について」「10. 死亡したところのマスタ管理について」において、マスタ管理とし、追加、変更、削除機能を実装する想定となっておりますが、コード値が変更となる場合、印刷用の用紙にも変更が必要となります。</p> <p>各ベンダが帳票レイアウトの変更対応をするよりも、帳票レイアウトをご提供いただく方が迅速に対応が可能と考えます。</p>	<p>【回答】 第2回検討会で提示したとおり、実装必須機能として整理する。</p> <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> データを印字する場合には、枠も印刷する機能として実装する。（実装必須機能） 実装方法は任意。 例えば、PDFにデータを合成して出力することも可能。 	No.4と同様

2. 第2回検討会以降の照会事項と回答の報告- 5

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
6	<p>「13. 備考欄の文字数の拡張について」において、人口動態調査オンライン報告システムの備考欄を512文字に拡張するとの説明がありました。紙の調査票で提出する場合にはすべての文字を印字できないことが想定されます。この場合の対応方法について、ご教示ください。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・備考欄には可能な限り印字し、入りきらない文字は印字しない ・備考欄には可能な限り印字し、入りきらない文字は別紙に印字（※1） ・備考欄に512文字出力できるように帳票レイアウトを見直す（※2） <p>（※1）当該事例のとおりである場合、別紙のレイアウトをご提示いただけますでしょうか。</p> <p>（※2）当該事例のとおりである場合、帳票レイアウトをご提示いただけますでしょうか。</p> <p>上記の例以外であれば具体的にご教示いただきますようお願いいたします。</p>	<p>【回答】 調査票の備考欄の文字数を超える場合に備え、備考欄別紙の機能を実装する。</p> <p>【方針】 備考欄に指定文字数までを印字し、指定文字数を超える場合には別紙に印字する機能を実装する。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0380275（旧機能ID：2.4.4） （実装必須機能） 調査票の紙媒体出力ができること。</p> <p>※1 一括出力（前回出力以降に作成された調査票を出力）と個票出力（指定した事件簿番号の調査票を出力）の両方が可能。</p> <p>※2 該当するレコードが存在する限り出力すること。</p> <p>※3 紙媒体での出力の場合、外字も印字されるため、外字出現情報一覧の出力は不要。</p> <p>※4 調査票の枠の印刷とデータの印字ができること、また、手書き用に、枠のみの印刷ができること。</p> <p>※5 備考欄の印字文字数が、60文字を超える場合は、61文字以降を備考欄別紙に印字すること。</p> <p>(別紙3)帳票詳細要件 1.6.備考欄別紙</p> <p>(別紙4)帳票レイアウト 1.11.備考欄別紙</p>

App) 別紙3 帳票詳細要件 (備考欄別紙)

帳票詳細要件 (1. 調査票)

業務	1. 調査票	帳票名称			1.6. 備考欄別紙
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	調査票名	●			調査票名を印字
2	市区町村符号及び保健所符号	●			市区町村・保健所符号を印字。
3	事件簿番号	●			1月1日～12月31日の1年間における各届書毎の一連番号
4	備考欄	●			

App) 別紙4 帳票レイアウト (備考欄別紙)

備考欄別紙	人口動態調査__票__	
市区町村符号及び保健所番号	支所 保健所 _ _	事件簿番号

2. 第2回検討会以降の照会事項と回答の報告-6

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
7	「病院情報（病院名、医師名）」とありますが、病院名だけでなく、医師名も実装必須機能になりますでしょうか。	<p>【回答】 病院情報は、病院名と医師名で実装形態を変えて実装する。</p> <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none">「病院情報（病院名）」は、実装必須機能とする。「病院情報（医師名）」は、標準オプション機能とする。	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0380020（旧機能ID:1.2.15.） （実装必須機能） 病院情報（病院名）についてマスタで管理できること。</p> <p>機能ID：0380021（旧機能ID:1.2.15.） （標準オプション機能） 病院情報（医師名）についてマスタで管理できること。</p>

2. 第2回検討会以降の照会事項と回答の報告-7

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
8	<p>本市は政令指定都市であり、戸籍事務管掌者は各行政区長であるため、戸籍届出の受理決定は各区役所（24区）が行っている。人口動態調査に関しても各区役所が調査票の入力を行っており、戸籍情報システム導入の際に、調査票の出力及び保健所への送付方法について検討した結果、データセキュリティの面から市民局に設置する端末のみ調査票出力を可能とし、送付についても市民局から行うこととした。</p> <p>現在、市民局から保健所へ調査票を送付する際には「媒体出力内容（新規）」（資料3_P.34）を使用して決裁を行っている。資料2_P.18によると、記憶媒体の内容確認は画面上でできるため、印刷機能は搭載しないとのことだが、調査票の入力部署と保健所への提出部署が異なる本市の事務取り扱いにおいては、印刷機能を実装いただくことを要望する。</p>	<p>【回答】 媒体出力の内容を印刷できる機能を、実装する。</p> <p>【方針】 標準オプション機能として実装する。</p>	<p>(別紙2-1)機能・帳票要件 機能ID：0380274（旧機能ID：2.4.3） （標準オプション機能） 任意のタイミングで媒体への出力内容を画面上で確認できること。</p> <p>※1 媒体内容を印刷することは可能。</p> <p>(別紙3) 6.1.媒体出力内容</p> <p>(別紙4) 1.12.媒体出力内容</p>

App) 別紙3 帳票詳細要件 (媒体出力内容)

帳票詳細要件 (6. 媒体出力内容)

業務	6. 媒体出力内容	帳票名称			6.1. 媒体出力内容
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	タイトル	●			"受理証明書"
2	出力年月日	●			和暦表記 (年月日)
3	調査票種別	●			"出生票"、"死亡票"、"死産票"、"婚姻票"、"離婚票"印字。
4	事件簿番号	●			媒体に格納されている調査票の事件簿番号を印字。
5	受付年月日	●			和暦表記 (年月日)
6	届出事件本人氏名	●			氏+全角スペース+名、死産票の場合は、氏+全角スペース+名+"の胎児" (母の胎児)。
7	事件発生日又は生年月日	●			和暦表記 (年月日)
8	備考	●			特別に記載の必要がある事柄を記入。

2. 第2回検討会以降の照会事項と回答の報告- 8

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
9	氏名の編集条件などへの記載事項に「苗字+全角スペース+名前」との記載があるが、戸籍の記載事項には「苗字」「名前」という項目は存在しない。「氏+全角スペース+名」に修正すべきと考える。	<p>【回答】 標準仕様書の記載内容を変更する。</p> <p>【方針】 「氏+全角スペース+名」とする。</p>	本編P33 表3-12 システム印字項目の編集方法
10	氏名の印字編集条件として「姓+全角スペース+名」との記載があるが、戸籍の記載事項には「姓」という項目は存在しない。「氏+全角スペース+名」に修正すべきと考える。	<p>【回答】 標準仕様書の記載内容を変更する。</p> <p>【方針】 「氏+全角スペース+名」とする。</p>	<p>(別紙3)帳票詳細要件</p> <p>1.1.人口動態調査出生票</p> <p>1.2.人口動態調査死亡票</p> <p>1.3.人口動態調査死産票</p> <p>1.4.人口動態調査婚姻票</p> <p>1.5.人口動態調査離婚票</p> <p>2.1.事件簿（出生、死亡、婚姻、離婚用）</p> <p>2.2.事件簿（死産用）</p> <p>5.1.受理証明書(死産)</p>

App) 本編 2 帳票詳細要件

- ④ システム印字項目の編集方法は、次のとおりである。なお、項目固有に編集方法を定義する場合は、帳票詳細要件の「印字編集条件など」で示す。

表 3-1 2 システム印字項目の編集方法

システム印字項目の種類	編集条件などへの記載事項	表記の例	補足
日付	和暦表記 /西暦表記	<和暦表記> 令和 3 年 4 月 1 日 <西暦表記> 2021 年 4 月 1 日	原則和暦表記とする。ただし、外国人の生年月日は西暦表記とする。帳票要件で定義する一覧帳票等で用途に応じて短縮表記とする。 和暦表記時は「(元号)1 年」ではなく「(元号)元年」とする。 また、例えば“から”, “まで”等の日付以外の関連する文字は、帳票レイアウト側での埋め込み(プログラムから印字しないこと)として編集条件等には未記載としている。
時間	0 から 11 の全角数字		0 から 11 の全角数字
住所	住所	〇〇県△△市□丁目 ▽番	
本籍/非本籍選択	選択された選択肢の上に○を印字		選択された選択肢の上に○を印字することとした。
氏名	氏 + 全角スペース + 名	山田 太郎	

App) 別紙3 帳票詳細要件 (婚姻票)

帳票詳細要件 (1. 調査票)

業務	1. 調査票	帳票名称	1.4. 人口動態調査婚姻票		
連番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	市区町村受付年月日	●			和暦表記 (年月日)
2	市区町村符号及び保健所符号	●			市区町村・保健所符号を印字。
3	事件簿番号	●			1月1日～12月31日の1年間における各届書毎の一連番号
4	市区町村受付月	●			
5	夫の氏名	●			氏+全角スペース+名
6	夫の生年月	●			和暦表記 (年月日)
7	妻の氏名	●			氏+全角スペース+名
8	妻の生年月	●			和暦表記 (年月)
9	夫の住所	●			「届出地と同じ市区町村」、「届出地以外の市区町村」、「外国」のうち該当する欄に「/」を印字。 住所が外国の場合は「都道府県」欄等の区切りを無視してもよい。また、国名、州名又は都市名のみでよい。
10	都道府県名	●			
11	市、郡、特別区名	●			
12	町、村、指定都市の区又は総合区名	●			
13	夫の国籍	●			「日本」、「韓国朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「米国」、「英国」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他の国」、「不詳」のうち該当する欄に「/」を印字。
14	妻の国籍	●			「日本」、「韓国朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「米国」、「英国」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他の国」、「不詳」のうち該当する欄に「/」を印字。
15	婚姻後の夫婦の氏	●			「夫の氏」、「妻の氏」のうち該当する欄に「/」を印字。
16	同居を始めたとき	●			和暦表記 (年月)
17	夫の初婚・再婚の別	●			「初婚」、「再婚 (死別)」、「再婚 (離別)」のうち該当する欄に「/」を印字。 再婚の場合、死別又は離別した年月を和暦表記 (年月) で印字。
18	妻の初婚・再婚の別	●			「初婚」、「再婚 (死別)」、「再婚 (離別)」のうち該当する欄に「/」を印字。 再婚の場合、死別又は離別した年月を和暦表記 (年月) で印字。
19	同居を始める前の夫の世帯の主な仕事	●			「農家」、「自営」、「勤Ⅰ」、「勤Ⅱ」、「その他」、「無職」のうち該当する欄に「/」を印字。
20	同居を始める前の妻の世帯の主な仕事	●			「農家」、「自営」、「勤Ⅰ」、「勤Ⅱ」、「その他」、「無職」のうち該当する欄に「/」を印字。
21	同居を始める前の夫の職業	●			
22	同居を始める前の妻の職業	●			
23	確認欄	●			確認を要する項目がある場合、該当する項目番号を印字。
24	備考欄	●			

2. 第2回検討会以降の照会事項と回答の報告-9

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
11	<p>「帳票に印字する文字フォントは、帳票詳細要件又は帳票レイアウトに個別に定める場合を除き「IPAmj明朝」とする。」とあるが、デジタル庁方針が「文字情報基盤文字」から「MJ+」に変更され、フォントも「IPAmj明朝フォント」に加えて「今後デジタル庁で整備するフォント」を使用することになっている。「帳票に印字する文字フォントは、帳票詳細要件又は帳票レイアウトに個別に定める場合を除きデジタル庁が定めるMJ+フォントとする。」等の記載が適切ではないか。</p>	<p>【回答】 第2回検討会で、データ要件・連携要件にならない、別紙2-1を提示しましたが、本編が漏れていたことから修正する。</p> <p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none">「地方公共団体の基幹情報システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の文字要件の文字セット、文字コードに準拠する。他の標準準拠システムと同一のパッケージで構成する場合は、そのシステムの文字要件に準拠する。	本編P33 ⑤

App) 本編 2 帳票詳細要件

- ⑤ 帳票に印字する文字フォントは、帳票詳細要件又は帳票レイアウトに個別に定める場合を除き、「地方公共団体の基幹情報システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の文字要件の文字セット、文字コードに準拠する。また、他の標準準拠システムと同一のパッケージで構成する場合は、そのシステムの文字要件に準拠する。
- ⑥ 帳票に印字する文字サイズは、帳票タイトルを14ポイント、他の項目は11ポイントを基本とすること。帳票によっては所定枚数に収める必要がある等の理由により教示文等の項目の文字サイズの縮小が必要な個所は7ポイントを最小とする。
- ⑦ システムから印字する各項目の文字数は、デジタル庁で定めるデータ要件のデータ項目の桁数が最大となる。⑥に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること

2. 第2回検討会以降の照会事項と回答の報告- 10

No.	照会内容	方針	標準仕様書案
12	連携先の他システムとして「戸籍情報システム」「火葬等許可事務システム」の記載があるが、「人口動態調査オンライン報告システム」は必要ないか。業務フローに「人口動態調査オンライン報告システム」の記載があるが、「人口動態調査オンライン報告システム」は標準化対象外のためデジタル庁は連携要件を定めないと思われる。連携に関する考え方・概要の記載がある方が良いのではと考える。	【結論】 標準仕様書の記載内容を変更する。 【方針】 標準仕様書（本編）へ、人口動態調査オンライン報告システムへのデータ連携を記述する。	本編P25（5）他システムとの連携機能について

App) 本編 ((8) 他システムとの連携機能について)

(5) 他システムとの連携機能について

基幹系業務等との他システム連携機能において、人口動態調査事務システムでは以下の2パターンが考えられる。

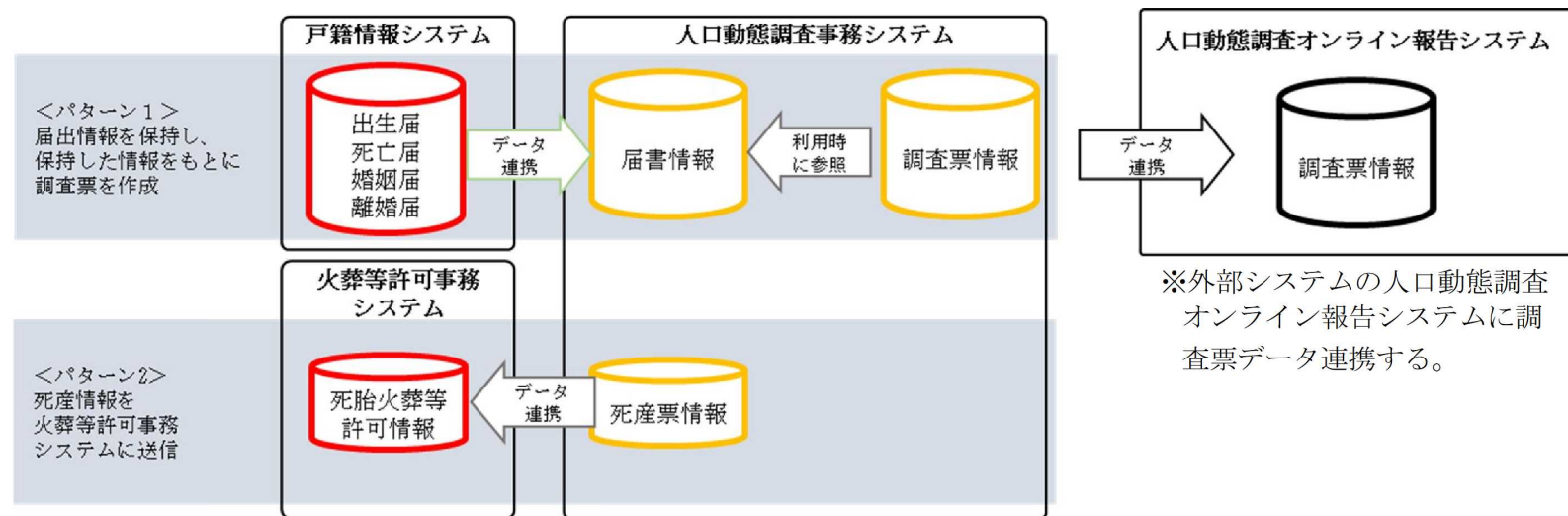


図3-3 基幹系他システムとの連携イメージ